

秋田県都市計画公聴会開催要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、秋田県都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）の運営に関し、必要な事項を規定するものとする。

(開催の単位)

第2条 公聴会は、原則として都市計画区域を単位として開催する。ただし、必要に応じ、市町村区域単位の開催、又は複数回の開催ができるものとする。

(開催の公告)

第3条 開催の公告については、規則第3条に規定する方法のほか、次に掲げる方法のうち1つ以上の方法により都市計画の素案（以下単に「素案」という。）を住民に周知させるものとする。

- (1) 市町村広報への掲載
- (2) インターネットによる秋田県及び関係市町村のホームページへの掲載
- (3) パンフレット、リーフ、チラシ等の配布

2 素案は、住民が内容を把握し得るものとする。

3 周知は、原則として当該都市計画区域を含む市町村に居住する住民に対して行うものとする。

(公述人の資格)

第4条 公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）は、当該都市計画区域に居住する住民、又は当該都市計画決定に関し利害関係を有する者とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでないものとする。

(公述の申し出)

第5条 規則第4条の規定により、意見を述べようとする者（以下「公述申出者」という。）は、次に掲げる方法により、公告により定める期限（以下「提出期限」という。）までに、規則第4条に規定する書面（様式第1号。以下「公述申出書」という。）を知事に提出しなければならない。なお、公告の日から提出期限までの期間は、7日以上確保するものとする。

(1) 郵送。ただし、提出期限までに到着したもの。

(2) 直接持参。ただし、提出期限の午後5時までに持参したもの。

2 公述申出書は、秋田県建設部都市計画課、又は当該都市計画区域を管轄する地域振興局建設部において受け付けるものとする。

3 提出期限後に提出された公述申出書は、これを受理しない。これにより、不受理となった公述申出者については、公述申出書不受理通知書（様式第2号）により、その旨通知するものとする。

(開催の中止)

第6条 知事は、前条の規定による申し出がない場合、速やかに公聴会の開催を中止する旨を関係市町村に通知するものとする。

2 公述人全員が公聴会開催時刻から30分経過しても受付を行わなかった場合は、議長の宣言により中止を決定する。

3 第1項により開催を中止した場合は、当該都市計画区域を管轄する地域振興局建設部と関係市町村においてその旨を掲示する方法により公告する。また、第2項による場合は、当該公聴会の会場に中止した旨を掲示する。

(公述人の決定等)

第7条 知事は、公述申出書を提出期限までに提出したものの中から、公述人を決定する。この場合において、知事は規則第5条第2項の規定により、公述人の数を制限するときは、公述申出書における意見の要旨の重複状況を勘案して選定することとする。

2 知事は、公述人に対しては公述人決定通知書(様式第3号)により、また、規則第5条第1項ただし書の規定により公述人に選定されなかった者に対しては様式第4号により、同条第2項の規定により公述人に選定されなかった者に対しては様式第5号により、公聴会開催の5日前までに通知するものとする。

(議長の指名)

第8条 規則第6条に定める公聴会の議長として知事が指名する県の職員は、建設部職員の中から公聴会開催の対象となる都市計画案を考慮して個別に定める。

(公述人の公述)

第9条 規則第5条第4項の規定によりあらかじめ公述時間を制限する場合は、一人当たり15分以内を目安とする。

2 公述人が第7条第2項の公述人決定通知書に記載された集合時間に30分以上遅れた場合は、議長は公述を認めない。

3 規則第7条第2項の規定に関し、公述人に次に掲げる言動があった場合は、当該公述人の陳述を禁止し、又は退場させることができる。

(1) 公述と何ら関わりのない発言をした場合

(2) みだりに傍聴人を煽るような行動をした場合

(3) その他公聴会の運営を妨害するような言動をした場合

(傍聴)

第10条 公聴会は、傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当し、議長が傍聴を認めないことを決定した場合は、この限りではない。

(1) 公述内容の公開により個人の権利の侵害、その他支障を生じるおそれがある場合

(2) 公開により公正かつ円滑な審議が阻害され、その他不測の事態が生じるおそれがある場合

2 公聴会の傍聴を希望する者は、開催当日会場に直接来場するものとする。ただし、先着順とし、あらかじめ議長が定めた傍聴定員に達するまでとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の者には傍聴を認めない。

(1) 酩酊者その他心神耗弱の状態にあると認められる者

- (2) 凶器その他危険物を携帯した者
- (3) 形の大小を問わず、旗、のぼり、貼り紙、ビラ、プラカード等を所持する者
- (4) はちまき、たすき等を身につけている者
- (5) 示威、又は喧騒にわたる行為をしている者
- (6) その他公聴会の秩序を乱すおそれがあると認められる者

4 本条に定めるもののほか、公聴会の傍聴に関して必要な事項は、開催の都度知事が別に定める。

(秩序の維持)

第11条 公聴会の出席者は、次の事項を遵守するほか、議長の指示に従わなければならない。従わない場合は、議長は当該出席者を退場させることができるものとする。

- (1) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) みだりに他の出席者を煽るような行動をしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) その他公聴会の運営を妨害するような言動をしないこと。

2 議長は、公聴会の秩序維持のため、前項に定める事項のほか必要な事項を定め、当日会場の見やすいところに掲示して、協力を求めるものとする。

(記録)

第12条 規則第10条に定める記録は、公聴会開催記録書（様式第6号。以下「記録書」という。）により作成するものとする。

2 知事は、前項の記録書の写しを関係市町村に送付するものとする。

3 知事は、公聴会を実施した都市計画案を秋田県都市計画審議会に付議するときは、第1項の記録書を当該都市計画案とともに同審議会に提出するものとする。なお、提出に当たっては、個人情報保護のために必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

様式第 1 号（公述申出書）

公 述 申 出 書

令和 年 月 日に開催される「 」に係る
公聴会について、次のとおり意見を公述したいので申し出ます。

令和 年 月 日

（あて先）秋田県知事

公述申出人

住 所

（電話番号）

ふりがな
氏 名

年 齢 歳

職 業

- 1 意見の要旨（別紙のとおり）
- 2 意見を述べようとする理由（別紙のとおり）

注 1 「意見の要旨」及び「意見を述べようとする理由」については、
A 4 判の用紙 1 枚に 4 0 0 字程度の横書きで記載してください。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。

様式第 2 号（公述申出書不受理通知書）

都 一
令和 年 月 日

（公述申出者） 様

秋田県知事

公聴会における公述について

都市計画の推進には日頃から御理解、御協力をいただき、大変ありがとうございます。

さて、令和 年 月 日付けで提出のありました「
の決定（素案）」に係る公聴会の公述申出書は、申出期限である令和 年
月 日以降に到着しました。このため、あなたの公述申出書を不受理とし
ましたので、その旨をお知らせいたします。

なお、当日は会場の許す限り自由に傍聴できます。

担当：秋田県建設部都市計画課

TEL 018-860-2441

FAX 018-860-3845

様式第 3 号（公述人決定通知書）

都 一
令和 年 月 日

（公述申出者） 様

秋田県知事

公聴会における公述について

令和 年 月 日付けで提出されました「 の決定（素案）」に係る公聴会において、あなたを公述人と決定しましたので、下記により御出席願います。

なお、秋田県都市計画公聴会規則及び公聴会開催要領を同封しますので御覧ください。

記

1 公聴会の日時 令和 年 月 日（ ） 時 分開催

2 公聴会の場所 名称
（住所 ）

3 公述の順番 番

4 集合時間 時 分

5 次のことにご注意ください。

- (1) 公述時間は 15 分以内でお願いします。
- (2) 公述時間終了 1 分前に鐘（又はベル）を 1 回鳴らし、公述時間終了のときは数回鳴らして合図をします。
- (3) 代理人又は文書による公述はできません。（公述人自身が出席して発言すること。）
- (4) 当日は、必ず上記の指定時刻までに来場され、本状を受付に提示してください。30 分以上遅刻された場合は、公述は認められません。
- (5) 公述人の発言は、案件の範囲を超え、又は公述時間を超過することはできません。
- (6) 公述に際しては、始めに次の事項を述べてください。
1)住所 2)氏名 3)年齢 4)職業
- (7) 議長から公述内容について不明な点があれば質問することがありますが、公述人からの質問はできません。その他、議長の指示に従ってください。
- (2) やむを得ない理由により出席できない場合は、至急下記までご連絡をお願いします。なお、この場合は、県の職員が公述申出書を代読いたします。

担当：秋田県建設部都市計画課

TEL 018-860-2441

FAX 018-860-3845

様式第 4 号

都 一
令和 年 月 日

(公述申出者) 様

秋田県知事

公聴会における公述について

都市計画の推進には日頃から御理解、御協力をいただき、大変ありがとうございます。

さて、「 の決定（素案）」に係る公聴会の公述申出書に記載されましたあなたの御意見は、当該案件との関連性に欠けるため、同封の秋田県都市計画公聴会規則第 5 条第 1 項ただし書の規定に従って、本公聴会におきましてはあなたを公述人とししない旨決定しましたのでお知らせいたします。

なお、当日は会場の許す限り自由に傍聴できます。

担当：秋田県建設部都市計画課

TEL 018-860-2441

FAX 018-860-3845

様式第 5 号

都 一
令和 年 月 日

(公述申出者) 様

秋田県知事

公聴会における公述について

都市計画の推進には日頃から御理解、御協力をいただき、大変ありがとうございます。

さて、「 の決定（素案）」に係る公聴会の公述申出書につきましては、あなたと同様の趣旨の御意見が多数寄せられたため、同封の秋田県都市計画公聴会規則第 5 条第 2 項の規定に従って、本公聴会におきましてはあなたを公述人とししない旨決定しましたのでお知らせいたします。

なお、当日は会場の許す限り自由に傍聴できます。

担当：秋田県建設部都市計画課

TEL 018-860-2441

FAX 018-860-3845

様式第 6 号

公聴会開催記録書

都市計画の構想 (規則第10条第 2 項第 1 号)	
公聴会の開催日時 (規則第10条第 2 項第 2 号)	
公聴会の開催場所 (規則第10条第 2 項第 2 号)	
出席者 (県)	(議長) (その他)
出席者 (関係市町村)	
公述申出者数	人
公述人の数 公述人の氏名及び住所 (規則第10条第 2 項第 3 号)	人 1 番 2 番 ・ ・ ・ ・ ・
公聴会の経過に関する 事項 (規則第10条第 2 項第 5 号)	

公述人の陳述の要旨 (規則第10条第2項第4号)	1 番 公述人
	2 番 公述人
	...
傍聴者数	人
備考	

以上の内容に相違ないと認めます。

令和 年 月 日

(公聴会議長) 職名 氏名 (自署) 印